

## お知らせ

## 工事の入札契約に係る競争参加資格について注意してください

一般競争及び工事希望型競争における競争参加資格の**同種工事の施工実績**については「**CORINS登録がなければ認めない**」と公告文と入札説明書に下記のとおり記載しています。

### 公告文の記載内容

追って、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、CORINS）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていない場合は、実績として認めない。

### 入札説明書の記載内容

追って、当該実績が CORINS に登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事、平成11年3月31日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事及び平成9年3月31日以前に発注した請負金額が5,000万円未満の工事は除く。）の場合は、CORINSに登録されていない場合は、実績として認めない。

### 【補足説明】

中国地方整備局に限らず、CORINS登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINS登録がなければ実績として認められません。（中国地方整備局の場合は、平成6年以降、土木工事共通仕様書により「工事カルテの作成、登録」が義務付けられています。）（岡山県では、同じく平成6年度以降契約の工事に「工事カルテの作成、登録」が義務付けられています。）

ただし、500万円未満の工事、平成11年3月31日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事及び平成9年3月31日以前に発注した請負金額が5,000万円未満の工事はCORINS登録の対象外であるため除きます。

（岡山県が発注した、500万円未満の工事、平成14年9月30日以前に発注した請負金額が2,500万円未満の工事及び平成9年3月31日以前に発注した請負金額が5,000万円未満の工事はCORINS登録の対象外であるため除きます。）

## CORINS への登録は今からでも可能！

- ・ CORINS に未登録の工事は発注者の確認を受け登録を行うことができます。
- ・ 登録している工事カルテの記入漏れ等についても訂正を行うことができます。この場合も内容について発注者の確認が必要となります。

## CORINS に登録していても注意してください！

- ・ 登録内容を事前に確認してください。
- ・ CORINS に登録されている内容で、同種工事であることが確認できない（データ欄に数量までが記載されていない等）場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付することが必要です。

平成19年1月

中国地方整備局 岡山河川事務所、岡山国道事務所